

# 会 務 月 報

## 第297号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### 平成19年11月 常任理事会概要

1. 日 時 平成19年11月13日(火) 13:30～16:15

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 13名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、伊藤 剛、山崎善利、森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、鈴木誠一、外木場久雄、髭右近外嘉、  
本澤宗夫、吉原殖男

欠 席 者 山口祥悟副会長

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務係長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

本澤宗夫常任理事、吉原殖男常任理事

(2) 専決事項

1) 第102回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、第102回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1によって次の通り説明がなされた。

平成19年11月27日(火)

会場: 八重洲富士屋ビル2F「桜の間」

10:00～12:00 11月通常理事会(3F「赤松の間」)

12:30～13:15 政経フォーラム

13:30～17:00 第102回建築士事務所協会全国会長会議

議長より、同議案の決定について諮ったところ、平成19年11月27日に第102回建築士事務所協会全国会長会議を開催することとし、当日の行事日程及び運営については資料1のとおりとすることを決定した。

2) 管理建築士講習の実施方針の決定の件

専務理事より、管理建築士講習の実施方針について資料2によって次の趣旨説明がなされた。

登録講習機関を計画している(財)建築技術教育普及センター(以下、センターという)との間で実施協力の協議を進めている「管理建築士講習、建築士事務所に属する建築士の定期講習」については、これらの実施に係る試算調査及び業務委託費(案)等の検討をしている。管理建築士講習は、みなし講習を含めて来年の8月から開始予定であり、この講習の会場確保等の事前の協力業務を円滑に進めるため「管理建築士講習の実施にかかる基本合意書」(案)をセンターと締結したい。なお、業務委託費(案)については引き続き双方で検討を進めることとしている。

議長より、「管理建築士講習の実施にかかる基本合意書」の締結について諮ったところ、資料2のとおりこれを了承した。なお、今後の業務委託費の検討を進める中でセンター側の業務内容及び経費についても詳細を提示してもらうこととした。

(3) 協議事項

1) 平成19年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料3によって平成19年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、公庫適合証明等業務登録機関特別会計について説明がなされた。

なお、会議報告では、改正建築基準法施行に係る運用上の

取り扱い方針の説明を受け、質疑を行うため、緊急拡大全国会長会議を実施したことにより予定より多く開催されている。このため下半期に予定されている会議を行うための予算が不足する状況にある。11月9日に行われた監査会でもこの点について協議され、これらの科目を含め他の科目でも必要な予算更正を行うことを方針とした。協議の結果、平成19年度上半期事業報告及び収支報告を資料3のとおり、11月通常理事会に報告することとした。

## 2)平成19年度の収支予算更正について

事務局より、資料4によって平成19年度収支予算更正について次の趣旨の概要説明がなされた。

一般会計での必要な予算更正科目は、会議費、前期繰越収支差額、財政安定積立預金に係る収支、講演講習会に係る収支、事業印刷費、賃借料等である。特別会計での更正科目は、事務手数料収入、前期繰越収支差額、財政安定積立預金に係る収支、賃借料等である。

協議の結果、平成19年度収支予算更正について資料4のとおり、11月通常理事会に提案することとした。

## 3)ワキグチームの中間報告について

### 定款等整備ワキグチーム

本澤常任理事より、資料5によって定款等整備ワキグチーム報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

「ワキグ定款(暫定案)と解説」は、本年の6月14日に開催した全国会長会議で説明し、単位会からの質問等の意見を求めたところ10単位会から83件の意見及び質問が寄せられた。今回の「ワキグ定款(案)と解説」はこれらの意見等を参考に修正を行いまとめたものである。しかしながら、現時点では改正建築士法の政省令や公益認定の運用指針等が定まっていないため、これらが定まった段階で修正しなければならない事項があるかもしれない。11月27日に開催する全国会長会議には、前回の「ワキグ定款(暫定案)と解説」に対する単位会から意見・質問等に関する回答と修正した「ワキグ定款(案)と解説」及び定款変更と時期について(案)について報告と説明を

する予定にしている。

### 事務所登録事務対応ワキグチーム

本澤常任理事より、資料6によって事務所登録事務対応ワキグチーム中間報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

事務所登録事務対応ワキグチームは、単位会が円滑に指定事務所登録機関として指定を受けられるよう事務処理体制の整備及び事務所登録事務処理システムの開発を目的として4月に設置され、検討を開始した。ただし、事務所登録事務処理システムについては、7月より財団法人建築行政情報センターが構築する「建築行政共用データベース」開発委員会・建築士・事務所部会に委員を派遣し、事務所登録事務処理システム構築に協力することになった。

中間報告資料は、改正建築士法の政省令が定まっていないことや、財団法人建築行政情報センターが構築する「建築行政共用データベース」の詳細な内容が確定していないことにより、確定後に修正する必要性が生じてくる。今回の資料は、単位会が指定事務所登録機関の指定準備のために、所管行政庁と協議の際に必要なワキグ登録等事務規程及びワキグ登録事務取扱要領等を暫定案として提供するものである。11月27日に開催する全国会長会議での、中間報告資料は次の7種類を予定している。

- a. 建築士事務所の登録事務に係る現況調査結果
- b. ワキグ登録等事務規程(暫定案)と解説
- c. ワキグ登録事務取扱要領(暫定案)と解説
- d. 建築士事務所登録事務の流れ(例)
- e. 参考資料・指定事務所登録機関に係る事務所登録事務について(改正建築士法の準用の読替後)
- f. 参考資料・大阪府での事務所登録事務の検討状況
- g. 参考資料・建築行政共用データベース

これらの内容について報告説明し、平成20年1月31日迄に各単位会から質問、意見を提出願ひ、その後、ワキグチームで質問等の内容について検討し修正・追加作業を行

う予定である。

#### 講習及び研修システム等整備ワーキングチーム

木村常任理事より、資料7によって講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

ワーキングチームでは、国の建築士制度委員会に対する本会としての意見の検討をはじめ、従来の「建築士事務所の管理講習」の知事指定継続問題、さらには各講習・研修の実施体制の整備等について検討してきた。また、「管理建築士講習」と「所属建築士に対する定期講習」について、登録講習機関を目指す財団法人建築技術教育普及センターや他の関連団体との協力体制を構築すべく、意見交換並びに論点整理等を行った。さらに講習方法のあり方、及び各講習対士の枠組み等についても検討を行った。11月27日に開催する全国会長会議での報告と説明は次の内容を予定している。

#### ・検討事項と結果の概要

##### a. 「管理建築士講習」の実施体制の整備

普及センターとの適切な連携体制を構築するために講習方法のあり方等について検討し、基本的な考え方を取りまとめた。また、講習会で使用される対士の編集方法や修了考査のあり方等についても検討し、普及センターの「管理建築士講習対士修了考査検討部会」に情報提供し、国の建築士制度小委員会での検討事項にも一部反映された。

##### b. 「建築士事務所の管理講習」の実質的定期講習化の促進

従来の「建築士事務所の管理講習」に対する知事指定の継続を図るべく、都道府県知事に対する「要望書」(案)を策定し、教育・情報委員会に報告するとともに、各単位会に情報提供した。

##### c. 所属建築士に対する定期講習の実施体制整備

本会並びに単位会の状況を考慮した定期講習のあり方等について検討し、普及センターの「定期講習対

士修了考査検討部会」に基本的意見を提出した。

また、本会はじめ、社団法人日本建築士会連合会、普及センターの三者間で、講習方法のあり方等について意見調整を行った。

##### d. 開設者・所属する建築士に対する研修の実施システムの構築

研修のあり方や新たな「研修科目」について現在検討中にある。

これらの内容について、各単位会からの質問、意見は、平成20年1月20日迄に提出願うこととしたい。その後、ワーキングチームで質問等の内容について検討していきたい。

#### 苦情の解決業務対応ワーキングチーム

髭石近常任理事より、資料8によって苦情の解決業務対応ワーキングチーム中間報告(案)について次の趣旨の概要報告がなされた。

#### ・苦情の解決業務の対応について

日事連及び単位会は、現行建築士法に基づく指定法人業務として「苦情処理業務」を実施してきているところであるが、改正建築士法施行後は同法第27条の2第3項第2号及び第27条の5各号の規定に則り、「苦情の解決業務」を実施しなければならない。このため、当ワーキングチームは、法定団体として実施する「苦情の解決業務」の準備に必要な「苦情の解決業務実施規程」及び苦情の解決業務の実施運営のために設置する「指導委員会設置規程」等の作成に向けて検討を行った。

中間報告資料である「建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程対ル(暫定案)」及び「指導委員会設置規程対ル(暫定案)」は、改正建築士法の趣旨を踏まえて、「苦情の解決業務」を既に先行して実施している他業界の規程等を参考にしながら、単位会が建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決依頼に対応できるよう基準

行（暫定案）として作成した。また、今後の検討事項としては、両行をベースにして単位会が「苦情の解決業務」に対応するために必要な業務フロー及び各種必要な様式行を検討、作成し、単位会へ提供していく予定である。

・倫理規程行及び懲戒規程行等について

改正建築士法の重点項目の一つである建築士事務所協会及び連合会の法定化の趣旨は、「団体による自律的な監督体制の確立」にある。このため、同法施行後の法定団体としての建築士事務所協会及び連合会は、これまで以上に厳格な団体運営が求められることになる。

このため、ワーキングチームは、団体運営に不可欠な倫理規程、懲戒規程及び倫理委員会設置規程の行作成に向けて検討を行った。

中間報告資料である「倫理規程行（暫定案）」、「倫理委員会設置規程行（暫定案）」及び「懲戒規程行（暫定案）」は、単位会での規程等を参考にしながら作成したものである。

11月27日に開催する全国会長会議での中間報告資料は次の5種類を予定している。

- a. 建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程行（暫定案）
- b. 指導委員会設置規程行（暫定案）
- c. 倫理規程行（暫定案）
- d. 倫理委員会設置規程行（暫定案）
- e. 懲戒規程行（暫定案）

これらの内容について概要を報告説明し、各単位会からの質問、意見は、平成20年1月31日迄に提出願うこととしたい。その後、ワーキングチームで質問等の内容について検討し修正・追加作業を行う予定である。

改正法周知ワーキングチーム

外木場常任理事より、資料9によって改正法周知ワーキングチーム中間報告（案）について次の趣旨の概要報告がな

された。

11月27日に開催する全国会長会議での報告と説明は、法定団体となる建築士事務所協会及びその会員、連合会の存在、社会的意義を既会員、未加入事務所、国民へ広く周知するための施策を検討した内容を予定している。具体的な項目としては以下の通りである。

既会員への周知徹底

・連合会としての取り組みとしては、綱領、憲章などの整備、既会員への周知活動、新しい会員証の原案の作成等。

・単位会としての取り組みとしては、新しい会員証の発行、建築士事務所協会会員の表示の推奨、入会申込書に誓約書の添付、新入会員セミナーの開催、会員とのメール送信システムの構築等。

未加入事務所へのアプローチ

・連合会としての取り組みとしては、ホームページに入会案内コーナーの設置等の有効活用、加入促進パンフレットの標準原案の作成等。

・単位会としての取り組みとしては、ホームページに入会案内の入口の設置、新しい入会パンフレットの作成と加入促進、建築関係の講習会に入会パンフレットを配布。

国民へのアプローチ

・連合会としての取り組みとしては、広報周知用メディアの雛形の作成、アピールキャンペーンの企画、連合会の略称又は愛称の検討。

・単位会としての取り組みとしては、統一テーマでの建築士事務所キャンペーンの実施、協会の略称又は愛称の検討。

これらの内容について、平成20年1月20日迄に各単位会から意見を求め、その意見を踏まえて再検討し、修正・追加作業を行う予定である。

4) 八丁堀NPL貸借条件の改定について

事務局より、八丁堀NPL貸借条件の改定について資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

平成20年1月1日に2年契約の更新契約を迎えるが、貸し主から契約更新にあたっての条件が10月25日に提示された。その内容は、賃料が坪4千円の値上げ及び敷金の増額であった。その後、貸し主との交渉の結果、賃料が坪2千円の値上げ及び敷金の増額はしないとの条件で改定条件がまとまりそうである。

協議の結果、八丁堀NFBビル賃貸借条件の改定について、資料10のとおり、11月通常理事会に報告することとした。

#### 5)11月通常理事会の議題等について

11月通常理事会の議題等について資料11により協議がなされた。

協議の結果、資料11を11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

#### (4)報告事項

##### 1)6月改正建築基準法の施行について

専務理事より、9月21日に開催された通常理事会以降の6月改正建築基準法の施行についての国土交通省の動き及び連合会での対応状況を資料12によって報告がなされた。なお、この内容の主な事項については、連合会のホームページに掲載している。

##### 2)国の審議会等の動き及び日事連の対応について

専務理事より、主に9月21日に開催された通常理事会以降の国の審議会等の動き及び日事連の対応について資料13によって説明がなされた。社会資本整備審議会基本制度部会建築士制度小委員会では建築士の受験資格(学歴、実務経験)及び講習の内容等について、同業務報酬基準・工事監理小委員会では業務報酬基準の見直し、工事監理のあり方等が審議されており、日事連としても毎回積極的に意見を提出している。なお、建築士制度小委員会は、本年12月6日に最終報告書案が審議される予定となっている。また、業務報酬基準・工事監理小委員会は、本年12月12日に最終報告書案が審議される予定となっている旨の報告がなされた。

##### 3)会員・構成員異動報告

2007 12 日事連会務月報

平成19年9月末日及び10月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料14の通り。

平成19年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,868事務所、賛助会員5社

平成19年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,866事務所、賛助会員5社

4)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料15、資料16により報告がなされた。

#### <配付資料>

資料1:第102回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2:管理建築士講習の実施にかかる基本合意書(案)

資料3:平成19年度上半期事業報告書

資料4:平成19年度収支予算更正について

資料5:定款等整備ワーキングチーム報告(案)

資料6:事務所登録事務対応ワーキングチーム中間報告(案)

資料7:講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告(案)

資料8:「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」中間報告(暫定案)について

資料9:改正法周知ワーキングチーム中間報告について

資料10:八丁堀NFBビル賃貸条件の改定について

資料11:平成19年11月通常理事会開催通知

資料12:6月改正建築基準法の施行について

資料13:国の審議会等の動き及び日事連の対応について

資料14:会員・構成員異動報告書

資料15:後援、協賛名義使用の件

資料16:経過報告

### 第22回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成19年10月19日(金) 10:00~12:10

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博

副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、

中村 正則、山口 祥悟、

高津 充良

事務局：北野、吉田、恩田、鈴木、上原

<配付資料>

第21回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

事前配付資料：建築士制度小委員会(9/21・第4回)提示資料

事前配付資料：業務報酬基準・工事監理小委員会(10/3・第5回)提示資料

資料1：建築士制度小委員会の論点(9月21日提示)に対する意見(案)

資料2：業務報酬基準・工事監理小委員会の論点(10月3日提示)に対する意見(案)～10月10日WG議論による(案)修正～

資料3：業務報酬基準・工事監理小委員会提示資料に対する単体会からの意見

資料4：業務報酬基準ワーキンググループ(10/10)議論による意見  
参考資料：(抜粋)四会連合協定建築設計・監理業務委託書

議事1. 建築士制度小委員会(9/21・第4回)提示資料に対する  
日事連意見の集約について(事前配付資料、資料1)

・高津委員より9/21の第4回小委員会提示資料は、これまでの状況を踏まえ、主な要点を絞って「建築士制度小委員会の論点(9月21日提示)に対する意見(案)」を作成した旨の報告があり、意見(案)について検討した。

・「管理建築士講習及び定期講習の修了考査について」は、具体的な検討が進んでいない段階では問題数を限定せず、実施段階にて問題の難易度とのバランスで決定できるように配慮を求めたい。

・「構造/設備一級建築士講習」は特に地方部で設備一級建築士の確保が難しい現状がある。また、必要数が確保されるまでの間は建築士以外の技術者による現状を踏まえた形での経過措置の検討が必要であること、建築設備士の建築設備に対する設計・工事監理に関する適切なアドバイス能力の活用(法の附則改正が必要だが、一級建築士と建築設備士が連名で法適合性確認を行った場合、設備設計一

級建築士が法適合性確認を行ったものと見なす経過措置)等を意見として提示したい。

・「実務経験要件の基本的な考え方について」は、あくまで独占業務である設計及び工事監理業務の補助業務経験を基本として整理することが必要である。また、全く設計補助業務の経験がない建築士が設計を行える可能性を残すことは望ましくない。関連する「その他業務」に実務経験を認める場合であっても、どの程度設計的な要素が含まれるかを基準に考える必要がある。

・「実務経験要件の基本的な考え方について」は、次回11月の小委員会で検討することとなっている。

建築士制度小委員会(9/21・第4回)提示資料に対する日事連意見(案)については、本日の委員会の検討内容を踏まえ事務局で整理し、22日には確認できるよう各委員へメールをするので、意見があれば至急事務局へ連絡することとし、事務局でとりまとめの上三栖委員長に確認し、10月23日に三栖委員長、岡本副委員長、事務局が国交省へ日事連意見を説明することとした。

議事2. 業務報酬基準・工事監理小委員会(10/3・第5回)提示資料に対する日事連意見の集約について(事前配付資料、資料2～資料4、参考資料)

吉田調査役より、次の説明及び報告があった。

・業務報酬基準・工事監理小委員会(10/3・第5回)提示資料については、10/4に本特別委員会、業務報酬基準WG委員及び単体会、理事・監事にも意見照会を行った。

・提示資料に対する日事連意見(案)について、10/10の業務報酬基準WGで検討を行った(資料2)。

・10/3の意見照会に対する単体会及び10/10以降の業務報酬基準WG委員から意見(資料3、4)が提出されている。それも踏まえて資料2を基に「工事監理業務についての論点整理」、「業務報酬基準見直しの方向性」、「業務報酬基準見直しに係る実態調査」、「建築士事務所の賠償責任に関する保険(建築家賠償責任保険)」について検討を行った。

主に以下について検討し、確認した。

- ・「実施設計図書(実施計画図書の誤植とおもわれる)」以降の表現は一般消費者の誤解を招く恐れがあるため、この部分の「工法」及び「施工管理」の表現は外すとする意見とした。
- ・確認申請業務の取り扱いについては、「標準業務とする(特別な法令上の手続き等は除く)」旨の表記をする。
- ・提示資料4参考1には、基本設計及び実施設計双方に同様の追加業務があるため、各々に追記したい。同様に特殊設備等により増加する業務の代表的な具体例として音響設計・情報通信設備・搬送設備等を追加することとしたい。
- ・「面積の別×難易度」を提案してきた理由として「類別を細分化し、難易度別によるランク区分を設け、更に追加的な業務をできる限り明確にすることで対応可能」な旨を記載する。
- ・「業務報酬基準見直しに係る実態調査」については、既に国交省では<sup>レ</sup>調査のための準備に入っており、事務局レベルの打合せをしつつ、業務報酬基準WGでも当調査についての検討を行いたい。
- ・「業務報酬基準見直しに係る実態調査」における調査票(案)では実働時間8時間/1人・日としているが、1日の実働時間は建築士事務所で異なるため、業務量の実態調査は「実働時間」で実施する必要がある。
- ・建築家賠償責任保険については、土法第24条の6(書面の交付)は契約時の交付書面があるため、日事連で要望してきた加入率向上のためにも24条の7(重要事項の説明等)で交付する書面にも記載することが必要である。  
業務報酬基準・工事監理小委員会(10/3・第5回)提示資料に対する日事連意見についても議事1と同様に整理し、22日に岡本副委員長と事務局で最終検討を行った後、10月23日に三栖委員長、岡本副委員長、事務局が国交省へ日事連意見を説明することとした。

#### 議事3. その他

2007 12 日事連会務月報

次回日程について

次回委員会開催予定

平成19年11月14日(水)12:00～14:30 日事連会議室

### 第23回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成19年11月14日(水) 12:00～14:05

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博

副委員長 岡本 賢

委 員 榊原 信一、中村 正則、

山口 祥悟、高津 充良

事務局:北野、吉田、恩田、鈴木、上原

欠席者 委 員 小林 志朗

<配付資料>

第22回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

資料1: 建築士制度小委員会(第5回・11/6)提示資料

資料2: 建築士制度小委員会(第5回・11/6)提示資料に対する日事連要望書

資料3: 業務報酬基準・工事監理小委員会の論点(10/3)提示資料に対する日事連意見書

資料4: 「業務報酬基準見直しに係る実態調査」(10/31)提示資料

資料5: 「業務報酬基準見直しに係る実態調査」(10/31)提示資料に対する日事連意見書

資料6: 「業務報酬基準見直しに係る実態調査」(11/14)提示資料

議事1. 建築士制度小委員会(第5回・11/6)提示資料に対する対応の報告について(資料1、資料2)

三栖委員長より主に次の報告があった。

・小委員会での提示資料は、前回以降の各団体からの意見等を踏まえたもので、主に「学歴要件」、「実務経験要件」、「講習制度」について検討が行われた。

・「学歴要件」では、大臣の指定する建築に関する科目の基準として科目案や指定科目の必要単位数が示された。

- ・「実務経験要件」では、日事連では設計・工事監理が原則である旨の意見を述べてきたが、BCSや士会連合会は施工分野等にも認めるべきだとの意見が出されていた。資料として「主な実務経験要件の新旧対照(案)」が示され、施工分野や大工工事等を実務経験要件として認めるものが示された。
- ・「講習制度」について、資料として提示された「講習制度の論点整理」では、日事連が要望したとおり修了考査について問題数の表記が削除された。
- ・「構造/設備設計一級建築士講習等」については、建築設備士並の能力を求めることにより、地方では数が不足する懸念が考えられる、十分な数の確保を求める意見を述べた。
- ・11月12日に国交省住宅局長宛に提出した「施工管理を建築士受験資格の実務要件として認めることについて」は、設計・工事監理業務が主体であり、「建築一式の施工管理にあたっては、施工図作成に深く関与した業務」という条件を付加するべきである旨の意見を三栖会長名で提出し、国交省からも一定の理解を得た。
- ・次回の建築制度小委員会は12月6日に最終委員会が開催される予定である。

議事2. 業務報酬基準・工事監理小委員会-「業務報酬基準見直しに係る実態調査」(10/31, 11/14) 提示資料に対する対応について(資料3～資料6)

高津委員、吉田調査役より、主に次の説明及び報告があった。

- ・10月23日に前回当委員会で検討した内容を踏まえ、「業務報酬基準・工事監理小委員会の論点(10月3日提示)に対する意見」として岡本委員名で提出した(資料3)。
- ・「業務報酬基準見直しに係る実態調査」(以下、「実態調査」という)について、国交省を含め、日事連、士会連合会、JIA、実務者として検討を行っている。日事連からは業務報酬基準WTの委員が出席している。
- ・実態調査結果はそれぞれの団体部分はその団体が管理す

る予定だが、これは今後の実態調査の見直し等を行い、国交省へ提案することが想定されるためである。

- ・実態調査は20年1月中旬に調査票を配付し、新築事例調査を中心に、リフォーム事例調査、事務所調査も併せて予定している。調査方法は、協力事務所に直接回答いただくWEBアンケート方式としている。3月中旬までには集計され、業務報酬基準・工事監理小委員会で「業務報酬基準1206号とりまとめ方針」が作成される予定である。
- ・実態調査の対象事務所は各3団体(日事連、士会連合会、JIA)でリストアップする予定である。問い合わせ対応についても各自団体リストアップ分については対応することとなる。重複する対象事務所については、団体間で調整が必要となる。業務報酬に関する調査であるため、日事連が積極的に関わっていききたい。
- ・日事連におけるリストアップは「建築物の施設類型と用途の例示(案)」(資料6p31)より、最大で16分類3事務所×3用途=48事務所となる。
- ・この実態調査内容については、11月2日の業務報酬基準WGでもすでに検討し、「業務報酬基準見直しに係る実態調査」の計画(10月31日提示)に対する意見をまとめ、11月14日に団体間打合せを行った。今後は11月に配付される調査票案でプレ調査を行い、問題点を抽出して検討し12月4日に次回の団体間打合せを行う予定である。
- ・実態調査に係る小委員会やヒアリング等での具体的な検討事項等について説明があった。主には、改正法施行後の業務量増加に対する確認申請に対する業務量増加の取扱いについては別途ヒアリングを行う予定であることや他団体からの意見として構造業務として行っている意匠部分業務の取扱いについて等の説明があった。
- ・「業務報酬基準見直しに係る実態調査」の計画(10月31日提示)に対する意見(資料6p1)について、11月14日の検討状況についての説明があった。「総合建築設計事務所の定義」については、どの程度構造・設備分野を外注しているかも調査する方向となった。CADオペレーターについては、



実態が把握できない場合はサプルより除外することとなった。調査票案では、業務量の部分で工事段階で行う設計については工事前段階と後段階に分けることとしている。

「業務報酬基準見直しに係る実態調査」について検討を行った結果、調査票については、基本設計については技術者ワーク別に入力できるようにすることとして整理する意見を出すこととした。

### 議事3. その他

次回日程について

次回委員会開催予定

平成19年12月17日(月)10:00～12:00 日事連会議室

## 第7回 総務・財務委員会概要

日 時 平成19年10月22日(月) 13:30～16:15

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 山田美光 副委員長 山本 剛

委 員 加藤 彰、西倉 努、山田清治、  
大旗 健、八島英孝

担当理事 本澤宗夫

オブザーバー 中川孝昭((有)日事連サビス)

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、  
前田、松谷

### 1. 報告事項

#### (1) ワークチームの報告案について

定款等整備ワークチーム

定款等整備ワークチームの主査である山田委員長より資料1-1, 1-2によって、次の趣旨の説明がなされた。

6月14日の全国会長会議で公表したEメール定款(暫定案)及び同解説について単位会に意見募集をかけ、出された意見、質問に対してワークチームで回答を作成した。

また単位会からの意見や質問に応える形でEメール定款の修正を行ったが、今回のワークチームには国交省の担

当官が出席のうえ、外部理事の構成割合等、内容について意見交換する予定である。

これらを踏まえ、11月27日の全国会長会議には改正建築士法に対応したものを報告できればと考えている。

事務所登録事務対応ワークチーム

事務所登録事務対応ワークチームの主査である山本副委員長及び事務局より資料2によって、次の趣旨の説明がなされた。

単位会に対し事務所登録事務に係る現況調査を行い、「Eメール登録等事務規程(暫定案)と解説」及び「Eメール登録事務取扱要領(暫定案)と解説」を作成した。建築行政共用データベースでは建築士及び建築士事務所のデータを来年3月までに全て入力する作業を終え、7月ころからテストを行う予定である。

11月27日の全国会長会議の中間報告には、以下の資料を示し、単位会から意見等を募る予定である。

- a. 指定事務所登録機関に係る事務所登録事務について(改正建築士法の準用の読替後)
- b. 建築士事務所の登録事務に係る現況調査結果
- c. Eメール登録等事務規程(暫定案)と解説
- d. Eメール登録事務取扱要領(暫定案)と解説
- e. 建築行政共用データベースの概要
- f. 建築士事務所登録業務委託事務処理のフロー
- g. 大阪府での事務所登録事務の検討状況

#### (2) 役員候補者の推薦手順と選任方法について

事務局より資料3-1, 3-2によって、これまでの検討経緯とブロック協議会(北海道東北、東海北陸、九州・沖縄)から出された意見の確認を行い、ブロック協議会からの意見に対する常任理事会の見解を次のとおり説明した。

ブロック協議会からの役員候補者の推薦制度について連合会は、従来よりブロック協議会の機能を重視して活動してきており、今後もその機能を尊重することは必要である。

役員選考審査委員会を設けるかどうかについて  
ﾌﾞｯｸ協議会に所属する単位会の会長によって新たな推薦基準により推薦されるため、これとは別に役員選考審査委員会を設置する必要はない。

副会長の増員の必要性について

今後、法定法人になった場合に、連合会会長を補佐する副会長の役割が以前よりも増してくると予想される。このため会長と同一のﾌﾞｯｸ内で機能的に相談し補佐できる副会長が必要である。

監事の任期を1年ずらすことについて

改選期に監事候補者を推薦するﾌﾞｯｸ連合からの推薦について、監事3名のうち1ないし2名を再任する仕組みを考えることで対応できる

6ﾌﾞｯｸ協議会代表者会議の出席者の構成について

各ﾌﾞｯｸ協議会は、単位会の会長で構成されており、出席できる代表者は当然単位会会長に限るべきである。

副会長は単位会会長に限ることについて

日事連の正会員代表者である単位会会長が、連合会の副会長として会長を補佐すべきである。

会長候補者の全国の単位会会長による投票を行うことについて

その趣旨は、会長候補者の2次推薦の時点でﾌﾞｯｸ協議会内の単位会会長による投票制度に盛り込んでいるので、ﾌﾞｯｸ協議会内の意思が反映できるものと考えられる。

また、全国会長会議等での投票は全国的な選挙活動を誘発し、その後の円滑な団体活動を進めるうえでの支障となることも考えられるので避けるべきである。

なお、会長候補者が複数で、それぞれの会長候補者を推薦するﾌﾞｯｸ協議会の数が同数の場合の決定手続きについては、それぞれのﾌﾞｯｸ協議会での単位会数が構成員事務所数のどちらを優先すべきかについては、構成員数を優先すれば最大ﾌﾞｯｸが圧倒的に優位となり、単位会の意向が反映しにくくなることから、原案

どおり単位会数を優先することが適当である。

以上の見解を考慮した役員候補者の推薦手続案を11月27日の全国会長会議での申し合わせ事項とした後、各ﾌﾞｯｸ協議会に会長候補者の推薦依頼等を行うこととなる。

## 2. 協議事項

### (1) 平成19年度収支予算更正について

事務局より、資料4によって平成19年度収支予算更正について次の趣旨の概要説明がなされた。

全国会長会議を当初の年3回開催の予定から、年4回開催することになるため、一般会計「全国会長会議費」の予算更正を行いたい。

一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことにより、「前期繰越収支差額」、「財政安定積立預金取崩収入」及び「財政安定積立預金支出」の予算更正を行いたい。

その他、一般会計では事業収入の増加及びそれに伴う印刷費等事業費の増加等、費用の増加が確実な科目の予算(特別会計も同様)の予算更正を行いたい。

協議の結果、平成19年度収支予算更正について資料4のとおり、常任理事会に提案することとした。

### (2) 今後の(有)日事連サービスの出資者及び役員選任の方針について

事務局より、(有)日事連サービスから役員及び出資者の高齢化、役員就任等の長期化等による組織の新陳代謝がなされなく、日事連執行部との連携が疎遠になっている状態に鑑み、今後の(有)日事連サービスの出資者の選定方針及び役員選任等の方針について日事連に次の内容の検討依頼があり、常任理事会で協議した結果、総務・財務委員会で原案を検討することになったことを資料5-1,5-2,5-3によって概要説明がなされた。

(有)日事連サービスからの依頼事項

#### a. 出資者の選定の方針について

現在、出資者については、日事連の活動を支援し、その

活動との整合を図る観点から、日事連の役員経験者及び日事連の各ブロック協議会が持ち分を所有しているが、役員の高齢化に伴う持分の継承問題や公益法人に対する持分所有の規制等の問題について、出資者の継承や選定のルールが必要である。これらの課題に対し、日事連の活動を支援するに相応しい出資者選定のルールを示してほしい。

b. 役員選任等の方針について

役員の高齢化、固定化を避け、日事連の組織と連動した役員を選任や若返りが可能となり、日事連の活動を常に支援し、活動の整合が図れるような役員選任システムの考え方を示してほしい。

このことについて協議が行われ、次の基本方針案について検討がなされた。

a. ブロック協議会の出資については、日事連が平成11年の公益法人指導監督基準により株式所有が認められなくなったため、ブロック協議会に所有してもらっていた経緯があるが、公益法人改革法施行に伴い同基準が廃止される見込みとなったため、日事連が(有)日事連サービスを設立し経営を指導するという本来の趣旨を考慮し、ブロック協議会所有を日事連所有とする。

但し、時期については公益法人改革法3法施行の状況や公益法人指導監督基準の廃止状況を確認しつつ決定することとする。

b. 個人出資については、日事連の主導性を保持し、経営の安定性を図る観点から、主として日事連が推薦する個人が株式を保有し、一部を(有)日事連サービスが保有することとする。

c. 出資者の高齢化、固定化及び第三者への株の分散を避けるため、株式の取得に当たっては以下のような条件を明文化し、念書等によりその実効性を持たせることとする。

- ・ 保有期間の制限(原則1期2年、最大2期4年まで)

- ・ 年齢制限(80歳未満とする。)

- ・ 第三者への譲渡制限

d. 役員については日事連推薦の個人出資者の中から選考することとする。

e. 日事連が(有)日事連サービスに対し経営状況や業務内容(特に会員向けの商品企画等)について定期的な報告を求め、的確な指導ができるようにするため、日事連に建賠保険等調査特別委員会(仮称)を設置することとする。

協議の結果、上記の基本方針案について年度内に常任理事会に提案できるよう、中川専務取締役が現在の(有)日事連サービスの役員に、今後の出資者及び役員選任の方針について説明し、理解を求めることとした。

次回委員会開催予定

平成20年2月15日(金) 13:30~16:00

(配付資料)

資料1-1: サービス定款(暫定案)と解説)

資料1-2: サービス定款についての各単体会からの意見・質問等に対する回答

資料2: 事務所登録事務対応ワーキングチーム中間報告(案)

資料3-1: 役員候補者の推薦手順と選任方法等に係る改善検討結果に対するブロック協議会内での検討依頼について

資料3-2: 役員候補者の推薦手順と選任方法等に係る改善検討結果に対するブロック協議会内での周知及び理解を求めることについて(依頼)

資料4: 平成19年度収支予算更正について

資料5-1: (有)日事連サービスの今後の運営方針について(依頼)

資料5-2: (有)日事連サービスの出資者及び役員選任方針(案)

資料5-3: (有)日事連サービス定款

## 第5回教育・情報委員会概要

日 時 平成19年9月26日(水) 13:30～16:35

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 米澤 榮三(日事連理事)

副委員長 尾添 信行

委員 村上 勝郎、中村 優晴、中岡 数夫、野添 勝久

担当理事 木村 旭(日事連常任理事)

事務局:高津充良、北野芳男、恩田利昭、千浜民子、

上原規子、市川貴之

欠席者 委員 滝井 利彰

<配付資料>

第4回議事録(案)

資料1:建築CPD運営会議および「CPD」弘審査会資料(米澤委員長提出資料)

資料2-1:管理建築士講習・開設者研修について

資料2-2:「建築士事務所の課題と展望」改訂等について

資料2-3:建築基準法・建築士法の改正事項CD-ROMについて

資料3:教材開発小委員会等の小委員会の解散について

資料4:第3回、4回建築士制度小委員会資料(抜粋)

資料5-1:講習及び研修システム等整備ワーキングチーム検討スケジュール

資料5-2:8/6・8/30センター事務局との協議における主な論点等について

資料5-3:管理建築士講習及び所属建築士に対する定期講習に係る調査のお願い(写)

資料5-4:管理建築士講習実施の基本的な考え方(案)(普及センター作成)

資料5-5:管理建築士講習システムのレビュー(日事連案)

資料5-6:8/8ワーキングチーム「テキスト執筆体制」の検討部分に関するメモ

資料5-7:建築士定期講習の方法等に係る検討項目に対する意見

資料5-8:定期講習の基本的な考え方(案)(普及センター作成)

資料5-9:8/1土会連、センターとの三者協議における主な論点等について

資料6:建築士事務所協会会員事務所情報の基礎的データ調査について

報告事項

・第4回議事録(案)は、事前に議事録案を送付し、修正等の指摘はなかった旨事務局より報告があった。

1. 建築CPD運営会議および「CPD」弘審査会について(資料1)

以下、米澤委員長より報告があった。

・9月14日開催の運営会議では、地方公共団体等での活用状況の報告と、国及び都道府県等での入札指名においてCPD実績を評価項目とする動きがあり、今後の対応について協議を行った。

・7月24日開催の「CPD」弘審査会では、社内研修も審査・認定を行っている。

2. 管理講習会について(資料2-1～資料2-3)

以下事務局より、平成19年度「管理講習・開設者研修」の実施について報告があった。

・19年度に更新したテキスト「建築士事務所の課題と展望」における建築士法・建築基準法の条文は、平成20年12月施行(予定)の最終改正条文となっている。これは、今年度の講習実施時点において、改正建築士法、建築基準法の中に施行部分と未施行部分が混在するためであり、こうした状況に対応するため、講師予定者を対象に「建築士法」、「建築基準法」等の条文に関する注意事項、並びに「建築士法」及び「建築基準法」の公布時期別の改正事項等一覧を作成し、9月6日付で単位会に通知した。

・講習用CD-ROMについては、昨年のもを使用するが、新たに建築士法・基準法の主な改正事項を解説したCD-ROMを作成し、10月中旬に単位会へ送付する予定である。この法改正に関するCD-ROMは、地元の都道府県担当部局による講演内容と重複する場合等には、必ずしも使用する必要はないものである。

3. 教材開発小委員会の解散について(資料3)

以下、事務局より報告があった。

・平成18年5月より活動が休止していた「教材開発小委員

会」は、平成19年6月の教育・情報委員会及び8月常任理事会で検討した結果、小委員会での検討事項は平成19年4月に設置された「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」で行うことが適切であるとの判断から、解散することを決定し、9月5日付で委員並びに小委員会所属単位会会長あてに解散について通知した。

#### 4. 社会資本整備審議会 基本制度部会の小委員会の動向について(資料4)

以下、高津専務理事より「建築士制度小委員会」(三栖会長が委員として出席)について報告があった。

- ・7月27日に第3回が開催された。講習制度について各団体からのプレゼンテーションが行われ、国から論点整理が示された。日事連からも管理建築士講習における受講資格の実務経験、講習内容について、また、属する建築士の定期講習についてはその位置づけや講習内容等について意見を提出した。国からの論点整理について役員及び単位会にも意見照会を行い、建築設計制度等対応特別委員会で検討し、7月27日付で「講習制度に関する論点(7月27日提示)に対する意見」を提出した。
- ・9月21日に第4回が開催された。講習制度に関する論点整理の改訂版が示された。法定講習における講習時間、講義内容、修了考査の方式、実務経験審査の方法について検討を行った。また、新たに実務経験要件についての論点整理が示され、設計・工事監理・建築確認以外の実務経験等について提示があったため、役員及び単位会にも意見照会を行っており、建築設計制度等対応特別委員会で日事連としての意見をとりまとめることとしている。
- ・9月21日に開催された中央建築士審査会(三栖会長が委員として出席)での「一級建築士試験の試験内容見直しの方向について(中間取りまとめ)」が小委員会で報告された。

#### 協議事項

##### 1. 講習及び研修システム等整備ワーキングチーム等の検討状況について(資料5-1～5-9)

2007 12 日事連会務月報

以下、検討事項・スケジュール及び具体的な検討状況等について事務局より説明があった。

##### (1)管理建築士講習について

- ・(財)建築技術教育普及センター(以下「センター」という)と「管理建築士講習」の実施体制の整備について事務局レベルで協議を行った(資料5-2)。主として受付体制のあり方、実務要件審査の基準、みなし講習の開始時期、会場の確保、講習の実施環境、講師(講師の確保、映像による講習の検討)、修了考査等である。今後も引き続き協議を行うこととしている。
- ・現在、「管理建築士講習」及び「所属建築士に対する定期講習」に係る調査(資料5-3)を実施しており、現時点で予測される当初1年間の各受講者数、講習の開催回数、必要経費等の試算を行い、結果等をとりまとめる予定である。同調査に先立ち3単位会にプレ調査を実施し、結果を報告した。
- ・8月6日にセンターから示された「管理建築士講習実施の基本的な考え方(案)」(資料5-4)について説明があった。
- ・講習及び研修システム等整備ワーキングチーム(以下「講習・研修WT」という)で取りまとめた「管理建築士講習会テキストのレビュー(日事連案)」(資料5-5)を9月19日付でセンターに提出した。同レビュー(案)は10月19日開催予定のセンター「テキスト修了考査検討部会」で叩き台資料として検討される予定である。
- ・管理建築士講習のテキストは日事連主導で作成するため、8月8日の講習・研修WTにおいてテキストの執筆体制について検討を行った。(資料5-6)検討の結果、組織事務所等に所属し、時間を融通していただける方に依頼し、講習・研修WTとは別にテキスト執筆委員会を設置して対応することとしたい。委員の選任については米澤主査に一任としたい。

##### (2)「管理講習」の実質的定期講習化の促進について

- ・7月20日に「要望書(骨子)」を各単位会に発信した。その後、知事指定が保留されていた埼玉会において、同要望書を用いた結果、更新が実現した事例があった旨の報告があった。

13

### (3) 属する建築士に対する定期講習について

- ・7月23日のセナー「非士修了考査検討部会」において、委員長に対し、意見の提出(講習時間、講習課程、講習方法、修了考査、免許種別対応等)が求められた。これを受けて、講習・研修WTにおいて、各項目について検討を行い、意見をとりまとめるとともに、特に「講習課程」部分については、従前から講習・研修WTで検討を重ねてきた定期講習の科目内容(案)をもって意見に充てることとし、同部会の専門委員である米澤主査名でセナーに意見書として提出した。
- ・8月24日にセナーから示された「定期講習の基本的な考え方(案)」(資料5-8)について、セナーより日事連及び士会連合会が委託を受けて実施する、各都道府県における具体的な実施のあり方については、各単位会・単位士会間で協議調整を図って決定する、みなし講習規定はないため、開始時期は改正建築士法施行後に準備ができ次第開催することを予定している、等の説明があった。
- ・建築士会連合会、セナー、日事連による事務局レベルでの三者協議を行った。ここでは講習実施の基本的な考え方として三者間で協力する方針を改めて確認し、役割分担、講師の確保、業務委託費に関する問題点について検討を行った。今後も引き続き検討を行うこととしている。
- ・「管理建築士講習」及び「所属建築士に対する定期講習」に係る調査(資料5-3)について「所属建築士に対する定期講習」部分について説明があった。また、日事連から単位会に対する会場確保の要請連絡は、会場キャンセル料の問題もあるので、セナーから日事連への正式依頼のあった後、単位会へ連絡することとした。

なお、本件は報告事項であるが、特に重要と思われる「管理建築士講習」及び「属する建築士に対する定期講習」に係る下記4項目については委員の意見を求めることとし、以下の内容のとおり協議が行われた。

管理建築士講習の「受付体制」について、4ヶ月を1ヶ月(1ヶ月ずつ受付・データ処理2ヶ月で講習)とすることについて意

見を求めたところ、「受付と、受付時に行う実務経験審査の業務量は単位会によって異なる点に考慮する必要がある」等の意見が出され、具体的に講習・研修WTで検討することとした。

「各講習とも円滑な受付体制構築のために単位会の実情を普及セナーに情報提供して欲しい」との意見があり、資料5-3の試算調査について早急に取りまとめ、普及セナーに提出することとしている旨事務局から発言があった。会員と未加入事務所との差別化について、受講料面はなくサービス面での対応を今後検討したい。

日事連の会員ではない県の講習実施は近隣の単位会か、建築士会の会員県が行う予定としたい。

### 2. 建築士事務所協会会員情報の調査について(資料6)

以下、事務局より主にスケジュールの確認と調査内容・方法の確認について説明がなされた。

- ・調査についてはWeb・書面併用型を採用し、データ収納サーバはSSL対応の個別サーバを利用することとした。調査項目については、前委員会後も意見はなく、前回の項目+建築士事務所会員番号としたい。調査票についても注意事項等記入した記入例を提示してわかりやすくしたい。
- ・パケット調査を実施したうえで、11月には単位会へ依頼できるよう事務局で具体的な作業に着手することとした。
- ・会員事務所への案内は、煩雑さを回避する観点から、会報での回答用紙配付等を行わず、単位会からの一括依頼とすることとした。
- ・諸経費については、紙ベースでの回答数300円/1件(税込)、WEBベースでの回答(会員が直接入力した回答)150円/1件(税込)単位会からの報告により、日事連から単位会へ支払うこととしている。この金額の差は、紙ベースの場合、単位会での入力作業が発生するためである。また、今回は郵送による通知・回答のため一律400円/1件であったが、今回は郵送料の発生しにくい方法を採用したため、この

金額とした。

- ・今回(第3回)からは集計結果を出力するだけでなく、報告書を作成することとした。

検討の結果、事務局案のとおり具体的な作業に着手し、詳細については米澤委員長と事務局に一任することとした。次回委員会で進行状況について報告することとした。

### 3. その他

11月27日理事会及び全国会長会議における上半期事業報告方法について

教育・情報に関すること、講習・研修WTの上半期事業報告は、事務局が作成し、メールで米澤委員長・主査、木村担当理事並びに各委員に確認いただき、所定の委員会、会長会議に報告することとした。

次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成20年2月6日(水) 13:30～16:30 日事連会議室

## 第3回 指導運営委員会概要

日 時 平成19年11月12日(月) 14:00～16:35

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:豊田昇

担当理事:髭右近外嘉 副委員長:佐藤充弘

委員:進藤哲雄、渡辺邦夫、森口勝重、  
山上紀麿、吉原殖男

事務局:北野、恩田、鈴木

<提出資料>

資料1:指導運営に関する平成19年度上半期事業報告

資料2:「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」中間報告(暫定案)  
について

建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施  
規程(暫定案)

指導委員会設置規程(暫定案)

倫理規程(暫定案)

倫理委員会設置規程(暫定案)

懲戒規程(暫定案)

関係資料:苦情の解決業務に関する検討事項等

議事1.指導運営に関する平成19年度上半期事業報告について

平成19年度上半期の苦情相談業務の単位会集計結果及び苦情の解決業務対応ワーキングチームの検討状況について事務局より資料1に基づき報告がなされた。

- ・電話等による相談又は申込受付件数が0の単位会については、主な苦情相談はないとの確認をしている。

- ・苦情の件数は前年度上半期と比較すると減少している。

- ・石川県では、住宅相談・住情報ネットワークを設置して、一般の相談も含めて対応しているため、石川会としては件数として上がっていない状況となっている。

- ・最近は建築士事務所側の悪質な行為も増えてきている等、各委員より苦情相談の状況報告があった。

議事2.苦情の解決業務対応ワーキングチームの成果物(中間報告)について

「苦情の解決業務対応ワーキングチーム」中間報告(暫定案)について豊田委員長及び事務局より資料2に基づき説明がなされた。

- ・中間報告資料は、成果物として資料2にある5種類の規程(暫定案)としている。本資料は11月27日の全国会長会議へ提出し、来年1月31日迄に単位会より意見及び質問を受ける予定である。

- ・苦情解決業務実施規程(暫定案)では、主な条項として第8条「苦情対象事務所に対する照会」について改正建築士法第27条の5第2号、第3号に規定されている条文を入れることとし、苦情対象の協会会員は条文中「苦情対象会員」と示すこととした。

第9条「あっ旋業務」では、申出人と苦情対象事務所双方の同意のもとに相談員が立合いの上話し合いをさせ相談員が側面から協力すること等を規定した。

第10条「苦情解決業務の終了」は、業務終了の位置づけ

を明確にするために20項目規定した。

また、申出人からの苦情解決に係る業務の費用は、建築物の調査・鑑定業務を除き、無料に対応する方針である。

- ・倫理規程等<sup>レ</sup>ル及び懲戒規程等<sup>レ</sup>ル(暫定案)では、現行の単位会の両規程は日事連が平成9年に作成した等<sup>レ</sup>ルを参考にして単位会が制定している。当時の倫理規程等<sup>レ</sup>ルは、建築士事務所の具体的業務の内容も条文に規定しているため、今回の倫理規程等<sup>レ</sup>ル(暫定案)では除外し、日事連の建築士事務所憲章に基づき作成した。懲戒規程等<sup>レ</sup>ル(暫定案)は、第4条に規定する公表すべき懲戒の種類及び公表内容の範囲について定款等整備ワーキングチームで作成する等<sup>レ</sup>ル定款と調整をして作成することを追記した。
- ・倫理委員会と指導委員会の両委員会に委員を兼務することは、業務上執行が可能であれば兼務してよいと考えられる。

各委員は、所属単位会又はJ<sup>レ</sup>ック協議会を通じて意見又は質問がある場合、Eメールで意見書等をまとめて来年1月31日までに日事連事務局へ提出していくこととする。

### 議事3. その他

今後の委員会開催は、来年3月頃を目途に苦情の解決業務対応WTの成果物の進捗状況をみて開催することとする。

## 行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成19年

- 12月17日 建築設計制度等対応特別委員会
- 21日 全国大会実行特別委員会(東京開催)
- 25日 業務報酬基準ワーキンググループ

平成20年

- 1月10日 構造技術専門委員会
- 22日 講習及び研修システム等整備ワーキングチーム
- 23日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 24日 業務・技術委員会



11月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成19年11月1日～11月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	685	- 1	5,794	11.8	214		31.2
青 森	149		1,281	11.6	28		18.8
岩 手	287	+ 1	1,365	21.0	56	+ 2	19.5
宮 城	269		2,807	9.6	49		18.2
秋 田	173		1,712	10.1	44		25.4
山 形	201		1,680	12.0	43		21.4
福 島	175	- 1	2,181	8.0	48	+ 1	27.4
茨 城	501		2,831	17.7	126		25.1
栃 木	173		1,849	9.4	83		48.0
群 馬	183		2,330	7.9	88		48.1
埼 玉	540	+ 5	6,268	8.6	91		16.9
千 葉	404		4,579	8.8	79	+ 1	19.6
東 京	1,238		18,025	6.9	270	+ 4	21.8
神奈川	759		7,646	9.9	139		18.3
新 潟	280		3,024	9.3	91		32.5
長 野	582		2,988	19.5	112		19.2
山 梨	110		1,098	10.0	11		10.0
富 山	242		1,506	16.1	48		19.8
石 川	270		1,683	16.0	51		18.9
福 井	245		1,184	20.7	56		22.9
静 岡	534		4,094	13.0	118		22.1
愛 知	621		6,028	10.3	130	+ 2	20.9
三 重	192	- 1	1,734	11.1	62		32.3
滋 賀	207		1,487	13.9	31		15.0
京 都	270		2,619	10.3	72		26.7
大 阪	1,050		8,100	13.0	166	+ 1	15.8
兵 庫	503		4,420	11.4	128		25.4
奈 良	140		1,122	12.5	19		13.6
和歌山	119		949	12.5	25		21.0
鳥 取	92	+ 1	676	13.6	46		50.0
島 根	169		973	17.4	49		29.0
岡 山	469		1,969	23.8	53	+ 1	11.3
広 島	384		3,117	12.3	105	+ 1	27.3
山 口	139		1,660	8.4	37		26.6
徳 島	105		1,198	8.8	13		12.4
香 川	110		1,600	6.9	13	+ 1	11.8
愛 媛	127		1,590	8.0	18		14.2
高 知	157		893	17.6	12		7.6
福 岡	498		4,546	11.0	121		24.3
佐 賀	171		791	21.6	25		14.6
長 崎	222		1,165	19.1	35		15.8
熊 本	227		1,737	13.1	80		35.2
大 分	215	+ 1	1,194	18.0	41		19.1
宮 崎	167	- 2	1,591	10.5	71		42.5
鹿 児 島	340		1,743	19.5	70		20.6
沖 縄	175		1,632	10.7	42	+ 1	24.0
計	14,869	+ 3	130,459	11.4	3,309	+ 15	22.3

建築士事務所登録数は平成19年3月末日現在の数字である。